

豊情個審答申第75号
令和6年(2024年)8月7日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩野 隆史

豊中市情報公開条例に基づく行政文書存否応答拒否決定の取消
請求に係る取扱いについて（答申）

令和5年（2023年）9月15日付け諮問第67号により諮問を受けた豊中市
情報公開条例に基づく行政文書存否応答拒否決定の取消請求に係る取扱いにつ
いて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「不明：耐震診断及び耐震補強工事を過去に実施しており、その工事の内容（改修工事の着手日、完了日及び事業費）所在地については、別紙（新千里北町〇丁目〇〇ー〇）のとおり」に係る行政文書存否応答拒否決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和5年7月31日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「不明：耐震診断及び耐震補強工事を過去に実施しており、その工事の内容（改修工事の着手日、完了日及び事業費）」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）は、同年8月8日、本件開示請求に対し、「開示請求に係る行政文書の内容は、特定の所在地の耐震改修補助の交付状況に関する情報であって、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項に規定する不開示情報を開示することとなるため。」との理由を付して行政文書存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年8月15日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、同年9月15日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

1 本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 次の（１）から（６）の内容が記載された文書の開示をするとの裁決を求める。

（１） 耐震改修工事のあった家屋の所在及び家屋番号

（２） 耐震改修工事の着手日

（３） 耐震改修工事の完了日

（４） 耐震改修工事の事業費

（５） 耐震改修工事が行われる前の評点

（６） 耐震改修工事が行われた後の評点

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書の内容をまとめると次のとおりである。

- 1 請求人が開示請求をした、耐震化工事の着手日及び完了日並びに耐震化工事に要した事業費（以下「開示請求情報」という。）は、耐震化工事に係る単なる日付と金額であって、個人を直接的にも間接的にも特定することができる個人情報ではないし、また、個人の利益を害する恐れがあるものでもないのは明らかである。
- 2 本件の開示請求情報は、豊中市民である請求人及びその家族の生命、健康、生活及び財産の保護に資する情報であり、間接的には隣接住民や前面道路の歩行者などの安全にも資する情報となり得るのであり、仮に、同条同項第1号の情報に該当するとしても、但し書き規定により、非開示情報から除外されなければならない。
- 3 開示請求情報は、耐震化工事に係る単なる日付と金額の情報なのだから、当該開示請求情報を開示したところで、事業者の利益を不当に害することにはならず、また、市民の間の混乱を惹起させるものでもなく、第2号、第3号の規定にも抵触しない。同様に開示請求情報は第4号から第7号の規定のいずれにも該当しない。
- 4 私が豊中市の耐震化工事に関する補助金を新たに利用する際に、担当課から、本件建物が従前に当該補助金を利用しているから、再度の利用が不可能であると意見されたことからすると、本件開示情報は申請者に紐づく情報というよりも、建物に紐づく情報であるといえ、本件開示情報は建物に紐づいた情報である。したがって、建物の現所有者である自分が知るべき情報であり、正当なる権利がそもそもある。
- 5 私が建物の現所有者であるから、私に本件開示情報を開示したとしても、本来知るべき必要のある人がその情報を知っただけであり、条例にいう「公表」、「公開」にはあたらない。
- 6 本来は前所有者が本件開示情報を私に直接伝えるべき義務があったところ、前所有者及びその相続人からその義務の履行が果たされず、結果として、私が本件開示情報を知ることができなっただけである。つまり、前所有者が売買契約時に生存していたのであれば、私が正常な取引下において知ることができた情報なのだから、本件開示情報を豊中市から知ったとしても、その情報開示が「他人の権利利益を害する」には当たらない。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件行政文書について存否を答えることにより、当該建築物が補助金の交付を受け耐震改修工事が行われたかどうか明らかとなり、建築物の所有者（申請者）、補助金の申請の有無等の個人の資産状況に関する情報を明らかにすることになるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、存否応答拒否とすることが妥当である。
- 2 審査請求人及びその家族の生命、健康、生活及び財産の保護に資する情報であると主張しているが、保護される個人の権利利益と審査請求人の権利利益とを比較衡量しても、公にす

ることが必要であるとはいえない

- 3 仮に審査請求人が「本件存否応答拒否処分を行った特定の所在地の耐震改修補助の交付状況」について知りえる立場であったとしても、当該情報が公知の事実（公衆が知り得る状態に置かれている又は公衆が知りえることが予定されている情報）となるものではなく、特定の者が個別に知りえるか否かという情報に過ぎないものであることから、条例第7条各号に掲げる不開示情報を開示する事由足りえず、同条にそのような規定は存在しない。

第六 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修工事補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、補助金の申込者に補助金を交付した事項について記録した文書である。要綱では、補助対象者は補助対象建築物の所有者であって一定の所得を超えない者であること及び同じ建築物に対して再度の補助は行わないことが規定されている。

2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例第7条第1号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と規定している。

また、ただし書アでは、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、イでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は除く旨が規定されている。

条例第10条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

3 本件処分の妥当性について

まず、審査請求人は、実施機関が、同じ建築物が従前に補助金を利用しているので再度の利用が不可能であると述べたことを理由に、開示請求情報が建物に関する情報であり、当該建築物の現所有者である請求人が知るべき情報である（審査請求人は、「建物に紐づく情報である」と表現する）と主張する。

そのうえで、審査請求人は、開示請求情報が、耐震化工事に係る単なる日付と金額であって、個人を直接的にも間接的にも特定することができる個人情報ではない（条例第7条第1号前段）、個人の利益を害する恐れがあるものでもない（同号後段）、財産を保護するために必要な情報である（同号ただし書イ）などと主張する。

しかしながら、建築物の当時の所有者（申請者）の補助金の有無等を明らかにすることは、それだけで、その者に給付した事実に関する情報、すなわち第三者の財産等に係る個人情報と言わざるを得ず、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1号前段または後段に規定する不開示情報を開示することになる（ただし書にも該当しない）。

また、審査請求人が、当該建築物に対しての耐震改修補助の交付状況に関する情報を知っていたとしても、条例に定める行政文書開示請求は、開示請求者の個別の事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないため、審査請求人の主張は認められない。

以上のことより、実施機関が行った条例第10条に基づく存否応答拒否決定は妥当である。

4 結論

よって、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和6年（2024年）8月7日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 中 園 江里人

委 員 宮 下 幾久子